

根崎光男『犬と鷹の江戸時代〈犬公方〉綱吉と〈鷹
将軍〉吉宗』（歴史文化ライブラリー423、吉川弘文
館、2016年）

山崎，久登
東京都立新島高等学校：教諭

<https://doi.org/10.15017/1807789>

出版情報：鷹・鷹場・環境研究. 1, pp.57-61, 2017-03-25. 九州大学基幹教育院
バージョン：
権利関係：

<書評>

根崎光男『犬と鷹の江戸時代

〈犬公方〉綱吉と〈鷹將軍〉吉宗』

(歴史文化ライブラリー423、吉川弘文館、2016年)

山崎 久登

YAMAZAKI, Hisato

本書は、犬と鷹という二つの動物を中心に据えて、江戸時代像を描こうとする意欲的な著作である。著者の根崎光男氏は、江戸幕府の放鷹制度研究の第一人者であり、また一般書も数多く手がけられている。最初に本書の構成を示したい。

動物好きの將軍の影響力—プロローグ

綱吉政権と鷹

生類憐み政策と犬

中野の犬小屋

吉宗政権と鷹狩り

鷹場環境の保全

吉宗の犬政策

江戸時代の犬と鷹—エピローグ

本稿では、まず1で本書の内容を紹介した上で、2で評価と課題について述べたい。さらに、3では本書の内容に基づいて、今後どのような鷹場研究が展望されるのか私見をまとめたいと思う。書評の域をやや脱するかもしれないが、本研究会の議論を進める一助となれば幸いである。

1. 本書の内容

それでは、まず各章の内容を紹介していきたい。「動物好きの將軍の影響力—プロローグ」によれば、本書は5代將軍・徳川綱吉と、8代將軍・

徳川吉宗のそれぞれの犬と鷹の政策を明らかにしようとしたものであるという。綱吉が「犬公方」、吉宗が「鷹將軍」と呼ばれたことで有名だが、日本史上このように將軍と動物の名の両方を冠された人物はこの2人だけであり、動物にかかわる政治を積極的に行った將軍として特筆できるとしている。綱吉から吉宗の時代である17世紀後半から18世紀半ばにかけての間は、江戸の都市化—自然破壊が進み、その中で鉄砲取締り政策とともに犬対策や野鳥保護対策が必要になってきたという。つまり、江戸とその周辺における自然環境の問題からこの時期の両將軍の動物政策を照射しようというのが、本書の最大の特色である。

「綱吉政権と鷹」では、徳川綱吉が館林藩主であったころに遡って、鷹との関わりが叙述されている。綱吉は藩主としての鷹狩りを行っていなかったが、その理由は、①自らの兄の綱重などが病気に見舞われたこと、②その個性も相まって死や殺生の穢れを考えるようになり、殺生をとまなう鷹狩りを忌避するようになったこと、2点にあるのではないかと推測している。綱吉は將軍就任後の延宝8年(1680)9月15日に幕府鷹場に鷹狩り中止の命令を出す。以後、放鷹制度の縮小・廃止に向けて突き進むことになった。それは鷹役人の大幅削減、人事異動に始まり、大名への恩賜鷹場の下賜など鷹にかかわる儀礼も縮小されることになる。天皇・上皇への鷹献上が宝永3年(1706)

9月に廃止となるまで、放鷹制度は、貞享～元禄期に段階的に廃止されていったのである。

「生類憐み政策と犬」では、貞享元年(1684)に出された生類憐み政策の内実について明らかにしている。綱吉政権は、「天和の治」で実践された悪弊是正の教化政策から生類憐み政策を自立・昇華させ、服忌令で定められた「穢れ」の体系とは別の「生類憐み」体系を創出したとする。貞享期より犬の保護令が出され、「犬毛付帳」が江戸町方や武家方、周辺農村、さらにいくつかの藩でも作成されるようになったという。このような中、過剰な犬保護が人々の反発を招き、憂さ晴らしとしての犬殺傷を引きおこすことになった。そこで、幕府は江戸の町から犬を少しでも減らすため、大名や旗本が江戸屋敷で飼っている犬やその他の生類(鷲や角鷹(くまたか)など)を国元や知行所に移送することを命じている。

「中野の犬小屋」では、綱吉の時代に登場した犬小屋をめぐる政策について明らかにしている。犬を收容する幕府の施設(犬小屋)は、大名の喜多見氏(犬支配役を担当していた)がその所領である武蔵国多摩郡喜多見村に設けた犬小屋が嚆矢であり、その後、四谷や大久保にも犬小屋が建設されたという。そして、元禄8年(1695)に中野村とその周辺に、16万坪(翌年に20万坪超に拡大)の犬小屋が建設されることとなった。この犬小屋は鷹匠出身の比留氏・沢氏が管理者となり、江戸の町の犬10万匹を收容した。また、犬小屋造成後、幕府は村落(中野村ほか)に犬を預ける政策も推進し、犬を預かった村人には「御犬養育金」が支給された。中野村では八割を超える村人が犬を預かったという。なお、中野犬小屋は養育の杜撰さから、設置当初から機能不全に陥った。綱吉死後の宝永6年(1709)に解体となり、飼っていた犬は処分されたという。

「吉宗政権と鷹狩り」では、徳川吉宗によって行われた鷹をめぐる政治についてまとめられている。まず吉宗が鷹狩りを復活させた理由は、治世に乱を忘れないための武備の一環を担うため

であり、鷹場は「御要害之筋」=江戸城防衛のための領域と認識された。享保元年(1717)、吉宗は江戸より十里四方の地を御留場として復活させ(その後、鳥見役人の再置によって「御鷹場」となる)、鷹場役人の制度も整備していく。将軍家の鷹場は御拳場として編成され、その外側に捉飼場(鷹匠が鷹の訓練を行い、また同時に獲物を捕獲する場)や御三家の恩賜鷹場が設定された。享保9年には将軍の鷹狩りで用いられる鷹の総称=「御鷹」を公式化し、御鷹確保と飼養のための体制も確立していった。「御鷹の鳥」とは、天皇・将軍・大名らが鷹狩りで捕獲した鳥のうち、贈答の対象となった鳥の総称であり、贈答儀礼・饗応儀礼を支えるものとなった。

「鷹場環境の保全」では、鷹場の環境保全の目的は、①鷹狩りにやってきた将軍の生命を守るため、②鷹狩りで獲物を確実に捕獲できるようにするため、の二つがあるとする。①のために、江戸の町及び周辺農村に居住する浪人が統制され、江戸より十里四方の鉄砲の取締りが行われた。そして、②のために、鳥の飼い付けを担当する「綱差」役が置かれ、実際に鳥の飼い付けを行う場「諸鳥飼付場」も造成されたという。

「吉宗の犬政策」では、まず犬が鷹狩りの障害となるという認識の下、享保5年(1721)には取締りが強化され、鷹狩りを行う場所近辺の野犬を捕獲することと飼犬を繋いでおくことが命じられたとする。一方で、将軍吉宗は、外国からの動物・植物・文献などを取り入れて国内の学問や産業に活かそうとしていたが、犬についても「唐犬」「オランダ犬」などの輸入が進められた。また本章では、鷹匠頭の下に獵犬を飼育するために「犬牽」の職制が再置されたことや、野犬收容のための犬小屋が設けられたことにも言及している。

「江戸時代の犬と鷹—エピローグ」では、本書の内容をふくめて、犬と鷹の江戸時代史を総括している。

2. 本書の意義と課題について

次に本書の意義と課題について述べたい。まず意義については以下の3点があげられる。

第一に、犬と鷹という一見すると結びつかない動物を用いて、元禄～享保期の通史を描いたことである。2つの動物に対する政策の中から、徳川綱吉と吉宗の政治の特質性を浮き彫りにする手法はユニークであり、通史の描き方としても秀逸である。評者は、高校で日本史を教える教員でもあるが、このような通史の描き方は、生徒の歴史への興味関心を喚起することにもなり、実際の学校教育でも大いに活用できると感じた。

第二に、綱吉時代の中野犬小屋や、犬の村預けなどの実態について先行研究に基づいて明らかにされ、これらがいかに杜撰な政策であったかを活写したことである。的確な事実の描写がなされ、綱吉時代の犬小屋の運営がすぐに行き詰まったことや、中野の犬小屋跡地が最終的に桃園となったことなど、読者は本書によってその政策の顛末をよく理解することができるだろう。

第三に、民俗学の成果も取り入れて叙述がなされている点である。「生類憐み政策と犬」では、女性と犬の関係についての宮田登氏の研究などを引用しながら、犬が人の生死と密接に繋がっている存在であることを指摘している。また「綱吉政権と鷹」では、鳥が境界的動物であることによって、元禄期にも鳥の巣の取り払いが命じられたのではないかと推測している。こうした解釈にはやや強引さも垣間見えるが、歴史学と民俗学の成果を融合させた叙述として学ぶところは多くあるように思われる。

次に、本書の課題について述べたい。

第一に挙げられるのが、本書は『犬と鷹の江戸時代』という書名でありながら、検討されているのはごく限られた時期と地域であるということだ。根崎氏は、綱吉から吉宗の時代を「人と動物との関係を政治権力が大きく動かしたという点

で、特筆すべき時代」(本書10頁)としている。そうであるならば、特異な時期を扱った本書の内容だけで、江戸時代史としてよいものだろうか。

また対象となる場所も江戸とその周辺地域に限られている。渡部浩二氏は「近世越後の犬について」(『新潟県立歴史博物館研究紀要』第3号、2002年)で犬の存在形態や、鷹をめぐる犬の使われ方を、越後という地域性を踏まえながら丁寧に分析されている。本来はこのような地域に根ざした研究成果を比較検討することなしには、通史を描くことはできないはずであろう。研究の一般書であることを勘案しても、江戸時代の犬と鷹の通史とするには、対象となる時期も場所もやや狭すぎるように思われるのである。

第二に、犬・鷹という2つの動物を取り上げながら、相互の関係性についてあまり述べられていないことである。たしかに、吉宗の時代においては、鷹場における犬対策や、鷹狩りの猟犬について触れられている。しかし、綱吉の時代については、鷹と犬がほとんど関係づけられておらず、別個に叙述されているのである。

塚本学氏は『生類をめぐる政治 元禄のフォークロア』(平凡社ライブラリー、1993年、初出1983年)の中で、この関係について言及をされている。たとえば①犬は御鷹の餌にするために村で飼育されていたが、17世紀後半以降にその制度が消滅することによって犬飼育の意味が変化してくること(塚本前掲著書、201～204頁)、②元禄6年(1693)の幕府鷹場制度廃止と犬小屋設置は一連のものであり、日本での犬飼育書は鷹飼育書の中から成立してくるという(同、214頁)、重要な指摘をしている。本書ではこうした点について言及がなく、綱吉時代の記述が犬と鷹の関係史になっていない点は問題ではなかろうか。

第三に、鷹場をめぐる環境論について述べる。本書では、享保期に徳川吉宗が鷹場を整備した背景として、江戸周辺農村の環境変化を挙げている。つまり、江戸の拡大などによって江戸周辺地域の環境は悪化し、その対応として鷹場が整備された

とする視点である。評者も、そのような意義は当然あったものと考えている。しかし、それはあくまで鷹場が設定された結果としての環境維持であり、決して手段ではない。鷹場制度と環境の議論を進めていくときは、特にこの点に気をつけていかなければならない。

第四に、吉宗の犬政策についてである。著者は、享保期に江戸で行われた鷹場の犬対策について検討し、犬の統制は鷹場の環境整備として行われたことを明らかにしている。しかし、都市江戸における犬対策は、鷹場の問題だけでなく、都市政策としての意味も含めて検討を加えていく必要があるのではないだろうか。評者は以前、鷹場と関わらせて犬の排除がなされたことは、犬が増えすぎたことに対する都市政策としての意味合いも有していたことを指摘した（山崎「都市の中の鷹場—江戸における浪人・犬統制を中心に—」、関東近世史研究会編『関東近世史研究論集3 幕政・藩政』岩田書院、2012年）。江戸の中にある鷹場の存在は、それを都市環境の整備維持に利用していった側面も評価する必要があるのではないだろうか。

第五に、言葉の説明についてやや丁寧さを欠いていることである。例えば本書では「鷹將軍」という呼称について何度も出てきているが、これはどのようにして成立した言葉なのであろうか。享保初年の落書で「上（將軍）のおすきなもの御鷹野と下（庶民）の難儀」と皮肉られたことは事実であるが、「鷹將軍」自体の由来については記されていない。ややもすると、この「鷹將軍」自体が江戸時代から一般に使われていたかのように思ってしまう読者もいるのではないだろうか。その点、一般書という性格を考えても、もう少し丁寧な叙述を行う必要があると感じた。

3. 本書をふまえた鷹場研究の展望

最後に、本書の内容に基づいて今後どのような研究が展望されるのかを考察してみたい。

根崎氏は、鷹の儀礼や鷹場環境をめぐる放鷹制度史を研究してこられ、その成果は『江戸幕府放鷹制度の研究』（吉川弘文館、2008年）に結実している。大石学氏らの「鷹場による地域編成論」（大石『享保改革の地域政策』吉川弘文館、1996年など）では享保期に画期を求め、研究が同時期に集中しているのに対し、根崎氏の研究では元禄期や寛政期における放鷹制度の変化も明らかにするなど、近世初期から中後期まで幅広く見通していることに特色がある。

その中で根崎氏の鷹場環境についての議論は本研究会の内容と深く関わってくると思われる。本書でも示されているとおり、享保期には、江戸の都市化や、産業の発展などに規定されて、関東の幕府鷹場は諸鳥減少という状況に直面する。それを鷹場政策と直線的に結びつけることの問題点は先に述べた。ただ、鷹場を近世における「環境」と関わらせて論じること自体は有効であり、その手法は本研究会においても参考になると思われる。

さて、このような鷹場をめぐる近世史研究の現状を図式化すると次頁の「鷹場と領主・民衆・自然 関係図」のようになると考えられる。大石学氏らの地域編成論では、鷹場の問題を主に領主—民衆の関係の中で検討してきた。鷹場は民衆を支配するための「手段」であり、こうした研究は下図のAの部分に位置づけられる。一方で根崎氏の研究は、むしろ領主—自然との関係の中で鷹場（放鷹制度）を位置づけようとしているように思われ、これは下図のBに位置している。しかし、民衆—自然と鷹場がどのように関係しているのかという視点は根崎氏においても希薄であるように思われる。

つまり今後問題となってくるのは、下図のCにあたる部分である。より具体的に言えば、被支配身分の民衆としてではなく、「主体的に自然環境に関わる民衆」とあって、鷹場制度とは何であったのかということだ。例えば民衆の日常の狩猟と鷹場はどのような関係にあったのか。これまでは、

鷹場＝禁猟区という単純な図式で理解していたきらいがあり、今後は「民衆の狩猟」と「武士による狩猟」の競合性を生活史として明らかにしていくような視点が求められているのではないだろうか。

また鷹場が、「領主の狩猟のための空間」から出発して、どのような生物が生息する環境となっていたのか、実態を明らかにする必要がある。そこは多様な生物が生息する環境となっていたことが推測されるが、そうしたことを史料に基づき、数量的に明らかにすることも重要であろう。そして、その環境の中で人々はどのように生きたのか。まさしく、こうした視点も下図のCの部分に位置付けられるのではなかろうか。

以上、長々と勝手なことを申し述べたが、評者が誤解をしている部分も多々あると思われる。その点については御海容をお願いしたい。

なお、本書書評の執筆にあたっては、「第2回日本列島における鷹・鷹場と環境に関する研究会」（2017年1月4日・九州大学東京オフィス）で書評報告を行い、その時に頂戴した様々なご意見を参考にさせていただいた。また座長の福田千鶴氏には、塚本学氏の研究成果についてご教示いただくなど様々なご助言を賜った。記して感謝の意を表する次第である。

（2016年4月刊、255頁、1994円〔税込〕）

〔謝辞〕本研究は、JSPS 科研費 16H01946 の研究助成を受けたものです。

鷹場と領主・民衆・自然 関係図

